

グリーン調達ガイドライン

第 1.3 版

テラメックス株式会社

はじめに

平素は当社の事業活動に多大なるご協力をいただきまして誠にありがとうございます。当社は、製品含有化学物質規制対応を当社経営の重要課題の一つとして取り組んでおり、ビジネスパートナー様からは、chemSHERPA-AI 情報のご提出、禁止物質の不使用証明書のご提出等のご協力をいただいております。

本ガイドラインは、ビジネスパートナー様から当社に納入していただく製品および梱包・副資材において、対応すべき製品含有化学物質及び規制を明示し、サプライチェーンを通じた製品含有化学物質管理に対応する体制を構築する旨をお願いするものです。今後、当社事業がグローバル市場での成長を図り、ビジネスパートナー様との更なる共栄を目指すためにも、各国・各地域の法令・業界標準に準拠した製品を市場に供給することは必須です。

法令・業界標準対応の不備等による違反を惹起した場合は、当該市場やお客様よりの信頼を失うこととなり、成長はおろか事業そのものの存続を危ぶまれる事態となります。ビジネスパートナー様におかれましては、改めて製品含有化学物質規制対応の重要性をご理解いただき、サプライチェーンを含めた製品含有化学物質管理体制の構築と、関係法令への適切な対応をお願いする次第です。

テラメックス株式会社

1. 目的

当社の調達品に関するグリーン調達の基準を定め、当社製品への禁止物質の混入を防止すると共に、サプライチェーンにおいて伝達が必要な化学物質情報を管理することを目的とします。

2. 範囲

当社が調達する部品、材料、組立品、製品、製品梱包材及び、副資材に適用します。(以下、「調達物品」と呼びます)

3. 用語の説明

(1) 禁止物質

規制対象化学物質について、意図的な添加を禁止し、閾値があるものについては、閾値以上の含有を禁止する物質。

(2) 監視物質

規制対象化学物質について、使用削減を必要とし、含有情報の報告が必要な物質。

(3) chemSHERPA-AI (ケムシェルパ エイアイ)

JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) が推奨するアーティクル (成形品) のための情報伝達シート

詳細は、JAMP/chemSHERPA ウェブサイト (<https://chemsherpa.net/>) をご確認ください。

4. 製品含有化学物質の管理

(1) 規制対象化学物質 (別表参照) について、以下の法規制、業界標準等を管理対象基準とします。

- ① 化審法 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) 第一種特定化学物質
- ② EU RoHS 指令
- ③ EU REACH 規則
- ④ EU POPs 規則
- ⑤ TSCA 規制
- ⑥ EU 新電池指令
- ⑦ EU 包装材指令

(2) 以下①～④項の要求を満たしていることを当社の「グリーン調達基準」とします。

- ① 調達物品に別表に示す禁止物質を意図的に混入させないこと、また、規制の閾値以上含有していないこと。
- ② 調達物品に別表に示す監視物質が閾値以上含有されている場合は、情報把握されること。
- ③ 調達物品に含まれる別表に示す化学物質の含有情報が提供されること。
- ④ JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) が発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン (※)」または同等の管理基準に基づいた管理が実行されていること。

※ JAMP/管理ガイドラインウェブサイト (<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>) をご確認ください。

5. ビジネスパートナー様へのお願い

グリーン調達を推進するにあたり、ビジネスパートナー様には次に示す各事項についてご協力をお願いいたします。

(1) グリーン調達基準に適合した調達物品の納入

前 4(2)項に示す基準に適合した調達物品の納品をお願いいたします。

(2) グリーン調達基準に従った chemSHERPA-AI 情報の提供

グリーン調達基準に適合した調達物品であることを示す情報として、以下の提供をお願いいたします。

① chemSHERPA-AI による禁止物質の適用除外用途情報の提供

(適用除外用途とは制限物質を含有するものの、技術的、科学的に代替が不可なものを期限付きで認めたもの。物質ごとに用途、使用量の制限、有効期間が細かく定められている。)

② chemSHERPA-AI による監視物質等の含有情報の提供

- ・把握できた監視物質情報は、必ず提供願います。
- ・chemSHERPA-AI は、最新版（概ね、半年毎に更新されます）を入手の上、データ提出をお願いいたします。
- ・chemSHERPA-AI は、成分情報記入を必須（遵法判断情報は任意）とします。

なお、調達物品の含有化学物質情報、当該法規情報に変更があった場合は、上記資料の更新と再提供をお願いいたします。

(3) グリーン調達基準に従った文書情報の提供

chemSHERPA-AI 情報を提供いただけない場合は、当社製品に対する法規制又は当社顧客要請に対応するため、特定の法令、業界標準等に関する以下の対応をお願いいたします。

- ・禁止物質が閾値未満であることを証明する書類の提出（文書名称は問いません。また、別紙に当社標準様式も準備しておりますので、状況に応じてご利用ください。)

(4) グリーン調達基準に従った調達物品の管理

調達物品について、当社の「グリーン調達ガイドライン」と同等の管理基準に基づいた管理をお願いいたします。

また当社は、ビジネスパートナー様の管理状況を確認するため、JAMP が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン／チェックシート（※）」による自己評価や立合い監査をお願いする場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

※上述した 4 項(2)④ウェブサイトで公開

別表：規制対象化学物質

No.	物質名	閾値 最大許容濃度	備考
I. 禁止物質			
1. RoHS 指令対象物質 (☆1、☆2：新電池指令より ☆3：包装材指令より)			
①	カドミウム及びその化合物	0.01% ☆1 ☆3	CAS No.7440-43-9 他
②	水銀及びその化合物	0.1% ☆2 ☆3	CAS No.7439-97-6 他
③	鉛及びその化合物	0.1% ☆3	CAS No.7439-92-1 他
④	六価クロム化合物	0.1% ☆3	CAS No.7440-47-3 他
⑤	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	0.1%	CAS No.59536-65-1 他
⑥	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	0.1%	CAS No.101-55-3 他
⑦	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	0.1%	CAS No.117-81-7
⑧	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	0.1%	CAS No.85-68-7
⑨	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	0.1%	CAS No.84-74-2
⑩	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	0.1%	CAS No.84-69-5
2. REACH 規則 Annex X VII 対象物質			
詳細は関連ウェブサイト(※1 または、※2)をご確認ください。			
3. 化審法(第一種特定化学物質) 対象物質			
詳細は関連ウェブサイト(※1 または、※3)をご確認ください。			
4. POPs 規則対象物質			
詳細は関連ウェブサイト(※1 または、※4)をご確認ください。			
5. TSCA 禁止物質 (TSCA 第6条(h)項 5 物質)			
①	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)		CAS No.1163-19-5
②	ヘキサクロロブタジエン (HCBd)		CAS No.87-68-3
③	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)		CAS No.133-49-3
④	リン酸トリス [4-イソプロピルフェニル] (PIP3:1)		CAS No.68937-41-7
⑤	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)		CAS No.732-26-3
詳細は関連ウェブサイト(※1 または、※5)をご確認ください。			
II. 監視物質 (使用削減を必要とし、含有する場合は、報告が必要な化学物質)			
1. REACH 規則 SVHC に指定された物質			
詳細は関連ウェブサイト(※1 または、※6)をご確認ください。			

※1 <https://chemsherpa.net/tool#declarable> からダウンロードした最新の「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」内の対象シート (LR01,04,05,06,07 等) 参照。

※2 <https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>

※3 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_index.html

※4 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

※5 <https://www.ecfr.gov/current/title-40>

※6 <https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

☆1 対象が電池の場合：0.002%

☆2 対象が電池の場合：0.0005%

☆3 対象が包装材の場合：カドミウム、鉛、水銀、六価クロムの含有量の合計が 0.01%

別紙

テラメックス株式会社 宛

製品に含有する特定の化学物質についての不使用証明書

－ テラメックス／グリーン調達ガイドライン：禁止物質－

作成日：

会社名：

部署名：

回答者名：

当社は、テラメックス株式会社に納入する以下1項記載の製品または部品(付属品、その他製品と共に納入されるもの、及び製品・部品及び包装材等)について、テラメックス／グリーン調達ガイドラインに示す禁止物質を意図的に使用していないこと（規制の閾値以上含有していないこと）を証明します。

なお、本書面の内容に変更が生じた場合、変更品が納品される前に変更内容を文書で連絡します。

1. 対象製品または部品（どちらかの該当欄にチェックを入れてください）

対象は、納入する全製品または部品です。

対象は、下表に示す製品または部品です。

No.	型番	品名
1		

※ 欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

2. RoHS 指令適用除外（どちらかの該当欄にチェックを入れてください）

適用除外に該当する製品または部品はありません。

適用除外に該当する製品または部品は、以下のとおりです。

No.	型番／品名	適用除外内容
1		

※ 欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

備考（REACH-AnnexXVIIに係わる除外等、付記事項がある場合にご記載ください）

※ 欄が不足する場合は、別紙を添付してください。